

上越市告示第 507 号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫を引き取りましたので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定に準じて公示します。

令和7年12月24日

上越市長 小菅 淳一

記